一般社団法人全国信用金庫協会

「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺等による口座不正利用」の犯罪が社会問題化し、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調 査 対 象：２６７金庫	調査基準時期：平成２６年月６月末時点

１．盗難通帳等による払出し件数・金額等

申出時期		件　数	金　額
平成１２年度		１３３　件	２６，４２９　万円
平成１３年度		１２７　件	２４，２２０　万円
平成１４年度		１６９　件	３０，４４５　万円
平成１５年度		１８１　件	２４，５４９　万円
平成１６年度		１３０　件	１５，１５５　万円
平成１７年度		１０２　件	９，５２０　万円
平成１８年度		６３　件	４，０１４　万円
平成１９年度		４０　件	５，４５６　万円
平成２０年度		２４　件	３，２３６　万円
平成２１年度		３４　件	１，７６１　万円
平成２２年度		２５　件	２，０６１　万円
平成２３年度		１６　件	１，９９７　万円
平成２４年度		１８　件	１，４７０　万円
	平成２４年　４月～ ６月	３　件	６９８　万円
	７月～ ９月	９　件	４０６　万円
	10月～12月	３　件	１８６　万円
	平成２５年　１月～ ３月	３　件	１８０　万円
平成２５年度		２６　件	２，６３６　万円
	平成２５年　４月～ ６月	３　件	１０３　万円
	７月～ ９月	４　件	１５１　万円
	10月～12月	１０　件	４２９　万円
	平成２６年　１月～ ３月	９　件	１，９５３　万円
平成２６年度		５　件	２６９　万円
	平成２６年　４月～ ６月	５　件	２６９　万円

（注１）「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。
（注２）「申出時期」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」と申出があった時期。
（注３）「件数」は、原則として預金名義人単位。

２．口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況

時　　期	利用停止	強制解約等	合　計
平成１５年度	１，３６２件	６２３件（　４４０件）	１，５４５件
平成１６年度	３，７０５件	１，７０７件（1,３１３件）	４，０９９件
平成１７年度	２，３４５件	１，１６６件（1,００５件）	２，５０６件
平成１８年度	２，７３１件	1,５２７件（１，３８１件）	２，８７７件
平成１９年度	３，７８２件	１，５６８件（1,３３９件）	４，０１１件
平成２０年度	３，９８２件	２，５１７件(２，３０６件)	４，１９３件
平成２１年度	１，９４５件	１，４９５件（１，４０６件）	２，０３４件
平成２２年度	１，９６１件	1,３００件（1,１５９件）	２，１０２件
平成２３年度	３，１２４件	１，５２０件（１，２３６件）	３，４０８件
平成２４年度	３，６６２件	２，３４０件(２，０９６件)	３，９０６件
平成２４年　４月～６月	８９９件	４５６件（３８８件）	９６７件
７月～９月	８４９件	５５１件（４９２件）	９０８件
10月～12月	１，１２３件	８１９件（７５２件）	１，１９０件
平成２５年　１月～３月	７９１件	５１４件（４６４件）	８４１件
平成２５年度	３，４４３件	２，４２０件(２，０２８件)	３，８３５件
平成２５年　４月～６月	８２０件	５３２件（４７２件）	８８０件
７月～９月	８１５件	５９１件（５２９件）	８７７件
10月～12月	１，０３６件	６１１件（５１６件）	１，１３１件
平成２６年　１月～３月	７７２件	６８６件（５１１件）	９４７件
平成２６年度	１，０６２件	５８４件(４３６件)	１，２１０件
平成２６年　４月～６月	１，０６２件	５８４件（４３６件）	１，２１０件

(注１)　「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

(注２)　「件数」は、原則として口座単位。

(注３)　「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

(注４)　「合計」は、「利用停止件数」＋「強制解約等件数」－「既口座利用停止件数（「強制解約等」欄のカッコ内)」により算出。

以　上

一般社団法人全国信用金庫協会

「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等（キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの）の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調　査　対　象：２６７金庫　　　調査基準時期：平成２６年6月末時点

期　間	件　数	金　額
平成１３年度	０　件	０　千円
平成１４年度	１　件	１，６０９　千円
平成１５年度	８　件	９，３５０　千円
平成１６年度	２２　件	５４，９８８　千円
平成１７年度	８２　件	７０，９７４　千円
平成１８年度	２５　件	１５，０１３　千円
平成１９年度	１９　件	１１，７３７　千円
平成２０年度	３２　件	４７，０８７　千円
平成２１年度	１４　件	２５，４３５　千円
平成２２年度	７　件	３，１２３　千円
平成２３年度	１２　件	９，７８９　千円
平成２４年度	４２　件	４５，０８３　千円
平成24年　４月～ ６月	４　件	２，９６６　千円
７月～ ９月	９　件	４，１７３　千円
10月～12月	２７　件	３７，９４４　千円
平成25年　１月～ ３月	２　件	０　千円
平成２５年度	３　件	８８０　千円
平成25年　４月～ ６月	１　件	２８０　千円
７月～ ９月	０　件	０　千円
10月～12月	１　件	１００　千円
平成26年　１月～ ３月	１　件	５００　千円
平成２６年度	０　件	０　千円
平成26年　４月～ ６月	０　件	０　千円

（注１）アンケート結果は、自金庫のお客さま（預金者）から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。
（注２）「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。
（注３）「件数」は、原則として預金名義人単位。
（注４）以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。
①追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合
②被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合　等

以　上

一般社団法人全国信用金庫協会

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等に関する調査結果

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調 査 対 象：２６７金庫	調査基準時期：平成２６年６月末時点

１．インターネット・バンキングによる預金引出しについて

期 間		件 数	金 額
平成18年度		２ 件	４，７３５ 千円
平成19年度		１ 件	４，２９０ 千円
平成20年度		３ 件	２，３００ 千円
平成21年度		３ 件	１，９７９ 千円
平成22年度		０ 件	０ 千円
平成23年度		１３ 件	６７，４３３ 千円
平成24年度		２ 件	６，１００ 千円
平成25年度		４ 件	４，０６９ 千円
平成25年	4月～6月	０ 件	０ 千円
	7月～9月	０ 件	０ 千円
	10月～12月	１ 件	１，４３０ 千円
平成26年	1月～ 3月	３ 件	２，６３９ 千円
平成26年度		１９ 件	４３，４５９ 千円
平成26年	4月～6月	１９ 件	４３，４５９ 千円

(注1) 対象となる「インターネット・バンキングによる預金引出し」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、その時点で当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出されたケースをカウント。
(注2) 「期間」とは、当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。
(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位とする。

２．盗難キャッシュカードによる預金引出し等について

期 間		件 数	金 額
平成18年度		２２２ 件	１０５，２６５ 千円
平成19年度		３３９ 件	１６５，８０２ 千円
平成20年度		３１８ 件	１５４，２３５ 千円
平成21年度		３４９ 件	１９０，０５８ 千円
平成22年度		４５３ 件	３３５，１９３ 千円
平成23年度		３５５ 件	２３９，２１３ 千円
平成24年度		１９０ 件	１２５，６４０ 千円
平成25年度		１４９ 件	９１，０４６ 千円
平成25年	4月～6月	３０ 件	１１，７９９ 千円
	7月～9月	４０ 件	２４，８３８ 千円
	10月～12月	３９ 件	１９，０７１ 千円
平成26年	1月～3月	４０ 件	３５，３３８ 千円
平成26年度		４２ 件	２５，４６２ 千円
平成26年	4月～6月	４２ 件	２５，４６２ 千円

(注1) 対象となる「盗難キャッシュカードによる預金引出し等」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをいう。なお、紛失キャッシュカードによる預金引出し等は除くので留意する。
(注2) 「期間」とは、盗難キャッシュカードにより預金引出し等が発生した時期をいう。
(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位とする。

以 上